

議案第61号

みやき町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

みやき町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7年12月 2日提出

みやき町長 岡 豪

提案理由

この議案は、人事院及び佐賀県人事委員会の給与等の改定に関する勧告に鑑み、みやき町職員の給与に関する条例等の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(みやき町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 みやき町職員の給与に関する条例（平成17年みやき町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第22条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「「100分の70」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を加える。

第25条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
		1	197,800	244,400	279,100	312,900	335,900	370,500
		2	198,900	245,700	280,100	314,400	337,800	372,100
		3	200,100	247,200	281,100	315,800	339,600	373,800
		4	201,200	248,600	282,100	317,200	341,300	375,400
		5	202,300	250,000	283,100	318,700	343,000	377,000
		6	204,000	251,400	284,100	319,800	344,700	378,800
								434,200

	7	205, 600	252, 800	285, 000	320, 800	346, 400	380, 300	436, 000
	8	207, 300	254, 200	286, 000	322, 000	348, 100	381, 900	437, 800
	9	208, 800	255, 600	287, 000	323, 200	349, 700	383, 300	439, 400
	10	210, 500	256, 800	288, 100	324, 800	351, 400	384, 900	440, 900
	11	212, 100	258, 200	289, 100	326, 400	353, 100	386, 500	442, 400
	12	213, 700	259, 500	290, 100	328, 100	354, 700	388, 000	444, 000
	13	215, 200	260, 700	291, 100	329, 500	356, 200	389, 900	445, 500
	14	217, 000	261, 900	292, 400	331, 100	357, 900	391, 800	446, 800
	15	218, 700	263, 100	293, 700	332, 700	359, 500	393, 800	448, 100
	16	220, 400	264, 300	294, 900	334, 300	361, 000	395, 600	449, 300
	17	221, 600	265, 400	296, 100	335, 700	362, 400	397, 100	450, 500
	18	223, 200	266, 500	297, 500	337, 400	364, 100	398, 900	451, 800
	19	224, 800	267, 700	298, 700	339, 100	365, 700	400, 600	453, 100
	20	226, 300	268, 800	299, 900	340, 700	367, 300	402, 200	454, 400
	21	227, 900	269, 700	300, 900	342, 100	368, 500	404, 000	455, 600
	22	229, 500	270, 700	302, 100	343, 800	370, 000	405, 400	456, 400
	23	231, 100	271, 700	303, 300	345, 500	371, 500	406, 800	457, 200
	24	232, 700	272, 700	304, 600	347, 100	373, 000	408, 200	458, 000
	25	234, 400	273, 700	305, 900	348, 400	374, 700	409, 600	458, 600
	26	236, 000	274, 600	306, 900	350, 300	376, 500	410, 800	459, 200
	27	237, 400	275, 400	308, 000	352, 000	378, 200	412, 000	459, 800
	28	238, 700	276, 300	309, 000	353, 600	379, 900	413, 100	460, 400
	29	240, 000	277, 200	310, 100	355, 100	381, 300	414, 200	461, 100
	30	241, 100	278, 000	311, 300	356, 700	382, 600	415, 400	461, 900
	31	242, 200	278, 800	312, 400	358, 400	383, 800	416, 500	462, 300
	32	243, 300	279, 500	313, 600	360, 000	385, 200	417, 600	463, 000
	33	244, 400	280, 200	314, 700	361, 700	386, 300	418, 300	463, 600
	34	245, 300	281, 000	316, 000	363, 500	387, 200	419, 000	464, 000

	35	246, 200	281, 800	317, 300	365, 300	388, 300	419, 600	464, 400
	36	247, 300	282, 400	318, 700	367, 100	389, 300	420, 300	464, 800
	37	248, 300	283, 100	319, 900	368, 700	390, 100	420, 900	465, 200
	38	249, 200	283, 900	321, 200	370, 100	391, 000	421, 500	465, 500
	39	250, 100	284, 600	322, 500	371, 500	391, 900	422, 000	465, 800
	40	250, 900	285, 300	323, 800	372, 900	392, 700	422, 400	466, 100
	41	251, 700	286, 000	325, 100	374, 400	393, 500	422, 800	466, 400
	42	252, 400	286, 700	326, 300	375, 200	394, 300	423, 000	466, 700
	43	253, 000	287, 500	327, 700	376, 100	395, 100	423, 400	467, 000
	44	253, 600	288, 200	328, 800	377, 100	395, 800	423, 700	467, 300
	45	254, 300	288, 900	329, 700	378, 100	396, 500	424, 000	467, 600
	46	254, 900	289, 500	331, 000	379, 200	397, 200	424, 300	
	47	255, 500	290, 200	332, 300	380, 100	397, 900	424, 600	
	48	256, 100	290, 800	333, 600	381, 100	398, 700	424, 900	
	49	256, 600	291, 500	334, 700	382, 000	399, 200	425, 100	
	50	257, 300	292, 100	336, 000	382, 700	399, 800	425, 400	
	51	257, 900	292, 800	337, 200	383, 400	400, 400	425, 600	
	52	258, 400	293, 500	338, 500	384, 000	401, 100	425, 900	
	53	258, 800	294, 000	339, 800	384, 400	401, 500	426, 100	
	54	259, 200	294, 600	340, 800	385, 000	402, 100	426, 400	
	55	259, 500	295, 200	341, 900	385, 600	402, 700	426, 700	
	56	259, 800	295, 900	343, 000	386, 300	403, 200	427, 000	
	57	260, 100	296, 500	343, 700	386, 600	403, 600	427, 200	
	58	260, 400	297, 100	344, 600	387, 300	404, 200	427, 500	
	59	260, 700	297, 800	345, 300	388, 100	404, 800	427, 800	
	60	261, 000	298, 500	346, 100	388, 700	405, 300	428, 000	
	61	261, 300	299, 100	346, 900	389, 000	405, 700	428, 200	
	62	261, 600	299, 700	347, 300	389, 500	406, 200	428, 500	

	63	261, 900	300, 200	347, 900	390, 100	406, 700	428, 800	
	64	262, 200	300, 700	348, 600	390, 700	407, 300	429, 000	
	65	262, 500	301, 200	349, 400	391, 000	407, 600	429, 200	
	66	262, 800	301, 800	350, 100	391, 600	408, 100		
	67	263, 100	302, 300	350, 800	392, 300	408, 400		
	68	263, 400	302, 900	351, 400	392, 900	408, 800		
	69	263, 700	303, 300	351, 900	393, 300	409, 100		
	70	264, 000	303, 800	352, 500	393, 800	409, 400		
	71	264, 300	304, 300	353, 000	394, 400	409, 700		
	72	264, 600	304, 900	353, 600	394, 900	409, 900		
	73	264, 900	305, 400	353, 900	395, 400	410, 100		
	74	265, 200	305, 800	354, 400	396, 000	410, 400		
	75	265, 500	306, 100	354, 700	396, 400	410, 700		
	76	265, 800	306, 400	355, 100	396, 700	410, 900		
	77	266, 100	306, 600	355, 500	397, 100	411, 100		
	78	266, 400	306, 900	356, 000	397, 600	411, 400		
	79	266, 700	307, 100	356, 500	398, 100	411, 700		
	80	267, 100	307, 500	357, 000	398, 500	411, 900		
	81	267, 400	307, 700	357, 300	398, 900	412, 100		
	82	267, 700	307, 900	357, 800	399, 400	412, 400		
	83	268, 000	308, 200	358, 200	399, 800	412, 700		
	84	268, 300	308, 400	358, 600	400, 200	412, 900		
	85	268, 600	308, 700	358, 900	400, 500	413, 100		
	86	268, 900	308, 900	359, 300	400, 900			
	87	269, 200	309, 200	359, 700	401, 300			
	88	269, 500	309, 500	360, 100	401, 700			
	89	269, 800	309, 800	360, 300	402, 000			
	90	270, 100	310, 100	360, 700	402, 400			

	91	270, 400	310, 400	361, 100	402, 800		
	92	270, 700	310, 700	361, 500	403, 200		
	93	271, 000	310, 900	361, 700	403, 500		
	94		311, 100	362, 000			
	95		311, 400	362, 400			
	96		311, 800	362, 700			
	97		312, 000	363, 000			
	98		312, 300	363, 400			
	99		312, 600	363, 800			
	100		313, 000	364, 200			
	101		313, 200	364, 700			
	102		313, 500	365, 100			
	103		313, 800	365, 500			
	104		314, 100	365, 900			
	105		314, 300	366, 400			
	106		314, 600	366, 800			
	107		314, 900	367, 100			
	108		315, 200	367, 400			
	109		315, 400	367, 900			
	110		315, 700				
	111		316, 100				
	112		316, 400				
	113		316, 600				
	114		316, 800				
	115		317, 100				
	116		317, 600				
	117		317, 800				
	118		318, 000				

	119		318,300					
	120		318,600					
	121		318,900					
	122		319,100					
	123		319,400					
	124		319,700					
	125		320,000					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額						
		202,300	230,100	272,200	293,000	308,800	335,200	378,500

第2条 みやき町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号ス中「である職員」を「65キロメートル未満である職員」に改め、同号に次のように加える。

- セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員
42,200円
- ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員
45,700円
- タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員
49,200円
- チ 使用距離が片道80キロメートル以上である職員 52,700円

第22条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」」に改める。

第25条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(みやき町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 みやき町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年みやき町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第28条関係）

パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償

片道の通勤距離	通勤手当日額	1月の支給限度額
2キロメートル以上5キロメートル未満	95円	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	200円	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	347円	7,300円
15キロメートル以上20キロメートル未満	495円	10,400円
20キロメートル以上25キロメートル未満	642円	13,500円
25キロメートル以上30キロメートル未満	790円	16,600円
30キロメートル以上35キロメートル未満	938円	19,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	1,085円	22,800円
40キロメートル以上45キロメートル未満	1,233円	25,900円
45キロメートル以上	1,385円	29,100円

備考 1月当たりの勤務日数がフルタイム会計年度任用職員と同じ場合は、支給限度額とする。

第4条 みやき町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合は100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

（みやき町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第5条 みやき町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例（平成17年みやき町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」に改める。

第6条 みやき町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のみやき町職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第22条及び第25条の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後のみやき町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会任給与等条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、改正後の会任給与等条例附則第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 4 第5条の規定による改正後のみやき町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内扱)

- 5 改正後の給与条例を適用する場合においては、改正前のみやき町職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内扱とみなす。
- 6 改正後の会任給与等条例を適用する場合においては、改正前のみやき町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の会任給与等条例の規定による給与の内扱とみなす。

みやき町職員の給与に関する条例の一部改正に係る新旧対照表（第1条関係）

改 正 前	改 正 後
<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、平均支給単位期間当たりの通勤所要回数が、10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、平均支給単位期間当たりの通勤所要回数が、10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u></p> <p>キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u></p> <p>ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u></p>

ヶ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である
職員 24,400円

ｺ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である
職員 26,200円

ｻ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である
職員 28,000円

ｼ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である
職員 29,800円

ｽ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) (略)

3～6 (略)

(期末手当)

第22条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125

_____を乗じて得た額に、
基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号
に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定については、同項
中「100分の125」とあるのは「100分の70」と
_____する。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第25条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準
に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命

ヶ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である
職員 25,900円

ｺ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である
職員 29,100円

ｻ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である
職員 32,300円

ｼ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である
職員 35,500円

ｽ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

3～6 (略)

(期末手当)

第22条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、
基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号
に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定については、同項
中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」と
あるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第25条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準
に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命

権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105

を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員

当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50

を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額						
定年 前再	1	円 <u>183,900</u>	円 <u>231,400</u>	円 <u>267,700</u>	円 <u>301,800</u>	円 <u>324,800</u>	円 <u>359,100</u>	円 <u>412,800</u>
	2	円 <u>185,000</u>	円 <u>232,900</u>	円 <u>268,800</u>	円 <u>303,300</u>	円 <u>326,700</u>	円 <u>360,800</u>	円 <u>414,700</u>

権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員

当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額						
定年 前再	1	円 <u>197,800</u>	円 <u>244,400</u>	円 <u>279,100</u>	円 <u>312,900</u>	円 <u>335,900</u>	円 <u>370,500</u>	円 <u>424,900</u>
	2	円 <u>198,900</u>	円 <u>245,700</u>	円 <u>280,100</u>	円 <u>314,400</u>	円 <u>337,800</u>	円 <u>372,100</u>	円 <u>426,800</u>

任用	3	186,100	234,400	269,800	304,800	328,500	362,500	416,600	任用	3	200,100	247,200	281,100	315,800	339,600	373,800	428,700	
短時	4	187,100	235,900	270,800	306,200	330,300	364,100	418,500	短時	4	201,200	248,600	282,100	317,200	341,300	375,400	430,500	
間勤	5	188,100	237,400	271,800	307,600	332,000	365,700	420,300	間勤	5	202,300	250,000	283,100	318,700	343,000	377,000	432,300	
務職	6	189,900	239,100	272,900	308,700	333,800	367,500	422,100	務職	6	204,000	251,400	284,100	319,800	344,700	378,800	434,200	
員以	7	191,600	240,700	273,900	309,800	335,600	369,000	423,900	員以	7	205,600	252,800	285,000	320,800	346,400	380,300	436,000	
外の	8	193,300	242,300	274,900	311,100	337,300	370,600	425,800	外の	8	207,300	254,200	286,000	322,000	348,100	381,900	437,800	
職員	9	194,900	243,900	276,000	312,400	339,000	372,000	427,300	職員	9	208,800	255,600	287,000	323,200	349,700	383,300	439,400	
	10	196,600	245,400	277,000	314,100	340,800	373,700	428,800		10	210,500	256,800	288,100	324,800	351,400	384,900	440,900	
	11	198,200	246,900	278,000	315,700	342,600	375,300	430,400		11	212,100	258,200	289,100	326,400	353,100	386,500	442,400	
	12	199,800	248,300	279,100	317,300	344,300	376,900	431,900		12	213,700	259,500	290,100	328,100	354,700	388,000	444,000	
	13	201,400	249,400	280,200	318,900	345,800	378,700	433,400		13	215,200	260,700	291,100	329,500	356,200	389,900	445,500	
	14	203,100	250,700	281,500	320,500	347,400	380,600	434,700		14	217,000	261,900	292,400	331,100	357,900	391,800	446,800	
	15	204,800	252,000	282,800	322,100	349,000	382,500	436,000		15	218,700	263,100	293,700	332,700	359,500	393,800	448,100	
	16	206,500	253,300	284,100	323,700	350,500	384,400	437,300		16	220,400	264,300	294,900	334,300	361,000	395,600	449,300	
	17	207,800	254,600	285,300	325,200	351,900	385,900	438,500		17	221,600	265,400	296,100	335,700	362,400	397,100	450,500	
	18	209,500	255,600	286,600	327,000	353,700	387,700	439,800		18	223,200	266,500	297,500	337,400	364,100	398,900	451,800	
	19	211,100	256,600	287,900	328,600	355,300	389,500	441,100		19	224,800	267,700	298,700	339,100	365,700	400,600	453,100	
	20	212,600	257,700	289,100	330,200	356,900	391,000	442,400		20	226,300	268,800	299,900	340,700	367,300	402,200	454,400	
	21	214,100	258,700	290,200	331,600	358,100	392,700	443,600		21	227,900	269,700	300,900	342,100	368,500	404,000	455,600	

	22	<u>215,800</u>	<u>259,700</u>	<u>291,400</u>	<u>333,300</u>	<u>359,700</u>	<u>394,200</u>	<u>444,400</u>		22	<u>229,500</u>	<u>270,700</u>	<u>302,100</u>	<u>343,800</u>	<u>370,000</u>	<u>405,400</u>	<u>456,400</u>	
	23	<u>217,500</u>	<u>260,700</u>	<u>292,700</u>	<u>335,000</u>	<u>361,200</u>	<u>395,600</u>	<u>445,200</u>		23	<u>231,100</u>	<u>271,700</u>	<u>303,300</u>	<u>345,500</u>	<u>371,500</u>	<u>406,800</u>	<u>457,200</u>	
	24	<u>219,100</u>	<u>261,700</u>	<u>294,000</u>	<u>336,700</u>	<u>362,700</u>	<u>397,000</u>	<u>446,000</u>		24	<u>232,700</u>	<u>272,700</u>	<u>304,600</u>	<u>347,100</u>	<u>373,000</u>	<u>408,200</u>	<u>458,000</u>	
	25	<u>220,700</u>	<u>262,700</u>	<u>295,300</u>	<u>337,900</u>	<u>364,400</u>	<u>398,300</u>	<u>446,600</u>		25	<u>234,400</u>	<u>273,700</u>	<u>305,900</u>	<u>348,400</u>	<u>374,700</u>	<u>409,600</u>	<u>458,600</u>	
	26	<u>222,400</u>	<u>263,700</u>	<u>296,300</u>	<u>339,800</u>	<u>366,200</u>	<u>399,600</u>	<u>447,200</u>		26	<u>236,000</u>	<u>274,600</u>	<u>306,900</u>	<u>350,300</u>	<u>376,500</u>	<u>410,800</u>	<u>459,200</u>	
	27	<u>223,800</u>	<u>264,700</u>	<u>297,400</u>	<u>341,500</u>	<u>367,900</u>	<u>400,800</u>	<u>447,800</u>		27	<u>237,400</u>	<u>275,400</u>	<u>308,000</u>	<u>352,000</u>	<u>378,200</u>	<u>412,000</u>	<u>459,800</u>	
	28	<u>225,200</u>	<u>265,600</u>	<u>298,500</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>401,900</u>	<u>448,400</u>		28	<u>238,700</u>	<u>276,300</u>	<u>309,000</u>	<u>353,600</u>	<u>379,900</u>	<u>413,100</u>	<u>460,400</u>	
	29	<u>226,500</u>	<u>266,500</u>	<u>299,600</u>	<u>344,600</u>	<u>371,000</u>	<u>403,000</u>	<u>449,100</u>		29	<u>240,000</u>	<u>277,200</u>	<u>310,100</u>	<u>355,100</u>	<u>381,300</u>	<u>414,200</u>	<u>461,100</u>	
	30	<u>227,800</u>	<u>267,300</u>	<u>300,800</u>	<u>346,300</u>	<u>372,300</u>	<u>404,200</u>	<u>449,900</u>		30	<u>241,100</u>	<u>278,000</u>	<u>311,300</u>	<u>356,700</u>	<u>382,600</u>	<u>415,400</u>	<u>461,900</u>	
	31	<u>229,000</u>	<u>268,100</u>	<u>302,000</u>	<u>347,900</u>	<u>373,600</u>	<u>405,300</u>	<u>450,300</u>		31	<u>242,200</u>	<u>278,800</u>	<u>312,400</u>	<u>358,400</u>	<u>383,800</u>	<u>416,500</u>	<u>462,300</u>	
	32	<u>230,200</u>	<u>268,900</u>	<u>303,300</u>	<u>349,500</u>	<u>374,900</u>	<u>406,400</u>	<u>451,000</u>		32	<u>243,300</u>	<u>279,500</u>	<u>313,600</u>	<u>360,000</u>	<u>385,200</u>	<u>417,600</u>	<u>463,000</u>	
	33	<u>231,400</u>	<u>269,700</u>	<u>304,600</u>	<u>351,200</u>	<u>376,100</u>	<u>407,100</u>	<u>451,500</u>		33	<u>244,400</u>	<u>280,200</u>	<u>314,700</u>	<u>361,700</u>	<u>386,300</u>	<u>418,300</u>	<u>463,600</u>	
	34	<u>232,500</u>	<u>270,500</u>	<u>306,000</u>	<u>353,100</u>	<u>377,000</u>	<u>407,800</u>	<u>451,900</u>		34	<u>245,300</u>	<u>281,000</u>	<u>316,000</u>	<u>363,500</u>	<u>387,200</u>	<u>419,000</u>	<u>464,000</u>	
	35	<u>233,600</u>	<u>271,300</u>	<u>307,300</u>	<u>354,900</u>	<u>378,100</u>	<u>408,500</u>	<u>452,300</u>		35	<u>246,200</u>	<u>281,800</u>	<u>317,300</u>	<u>365,300</u>	<u>388,300</u>	<u>419,600</u>	<u>464,400</u>	
	36	<u>234,700</u>	<u>272,000</u>	<u>308,600</u>	<u>356,700</u>	<u>379,200</u>	<u>409,200</u>	<u>452,700</u>		36	<u>247,300</u>	<u>282,400</u>	<u>318,700</u>	<u>367,100</u>	<u>389,300</u>	<u>420,300</u>	<u>464,800</u>	
	37	<u>235,800</u>	<u>272,700</u>	<u>309,900</u>	<u>358,200</u>	<u>379,900</u>	<u>409,800</u>	<u>453,100</u>		37	<u>248,300</u>	<u>283,100</u>	<u>319,900</u>	<u>368,700</u>	<u>390,100</u>	<u>420,900</u>	<u>465,200</u>	
	38	<u>237,000</u>	<u>273,500</u>	<u>311,200</u>	<u>359,600</u>	<u>380,800</u>	<u>410,400</u>	<u>453,500</u>		38	<u>249,200</u>	<u>283,900</u>	<u>321,200</u>	<u>370,100</u>	<u>391,000</u>	<u>421,500</u>	<u>465,500</u>	
	39	<u>238,100</u>	<u>274,300</u>	<u>312,500</u>	<u>361,000</u>	<u>381,700</u>	<u>411,000</u>	<u>453,900</u>		39	<u>250,100</u>	<u>284,600</u>	<u>322,500</u>	<u>371,500</u>	<u>391,900</u>	<u>422,000</u>	<u>465,800</u>	
	40	<u>239,100</u>	<u>275,000</u>	<u>313,800</u>	<u>362,500</u>	<u>382,600</u>	<u>411,400</u>	<u>454,300</u>		40	<u>250,900</u>	<u>285,300</u>	<u>323,800</u>	<u>372,900</u>	<u>392,700</u>	<u>422,400</u>	<u>466,100</u>	

	41	<u>240,100</u>	<u>275,700</u>	<u>315,000</u>	<u>364,000</u>	<u>383,500</u>	<u>411,800</u>	<u>454,600</u>		41	<u>251,700</u>	<u>286,000</u>	<u>325,100</u>	<u>374,400</u>	<u>393,500</u>	<u>422,800</u>	<u>466,400</u>	
	42	<u>241,000</u>	<u>276,500</u>	<u>316,400</u>	<u>364,800</u>	<u>384,300</u>	<u>412,000</u>	<u>455,000</u>		42	<u>252,400</u>	<u>286,700</u>	<u>326,300</u>	<u>375,200</u>	<u>394,300</u>	<u>423,000</u>	<u>466,700</u>	
	43	<u>241,800</u>	<u>277,300</u>	<u>317,800</u>	<u>365,800</u>	<u>385,100</u>	<u>412,300</u>	<u>455,300</u>		43	<u>253,000</u>	<u>287,500</u>	<u>327,700</u>	<u>376,100</u>	<u>395,100</u>	<u>423,400</u>	<u>467,000</u>	
	44	<u>242,600</u>	<u>278,100</u>	<u>318,900</u>	<u>366,800</u>	<u>385,800</u>	<u>412,600</u>	<u>455,600</u>		44	<u>253,600</u>	<u>288,200</u>	<u>328,800</u>	<u>377,100</u>	<u>395,800</u>	<u>423,700</u>	<u>467,300</u>	
	45	<u>243,300</u>	<u>278,800</u>	<u>319,800</u>	<u>367,700</u>	<u>386,500</u>	<u>412,900</u>	<u>455,900</u>		45	<u>254,300</u>	<u>288,900</u>	<u>329,700</u>	<u>378,100</u>	<u>396,500</u>	<u>424,000</u>	<u>467,600</u>	
	46	<u>243,900</u>	<u>279,500</u>	<u>321,100</u>	<u>368,800</u>	<u>387,200</u>	<u>413,200</u>			46	<u>254,900</u>	<u>289,500</u>	<u>331,000</u>	<u>379,200</u>	<u>397,200</u>	<u>424,300</u>		
	47	<u>244,500</u>	<u>280,200</u>	<u>322,400</u>	<u>369,700</u>	<u>387,900</u>	<u>413,500</u>			47	<u>255,500</u>	<u>290,200</u>	<u>332,300</u>	<u>380,100</u>	<u>397,900</u>	<u>424,600</u>		
	48	<u>245,100</u>	<u>280,900</u>	<u>323,700</u>	<u>370,700</u>	<u>388,700</u>	<u>413,800</u>			48	<u>256,100</u>	<u>290,800</u>	<u>333,600</u>	<u>381,100</u>	<u>398,700</u>	<u>424,900</u>		
	49	<u>245,800</u>	<u>281,600</u>	<u>324,900</u>	<u>371,600</u>	<u>389,200</u>	<u>414,000</u>			49	<u>256,600</u>	<u>291,500</u>	<u>334,700</u>	<u>382,000</u>	<u>399,200</u>	<u>425,100</u>		
	50	<u>246,500</u>	<u>282,300</u>	<u>326,200</u>	<u>372,300</u>	<u>389,700</u>	<u>414,300</u>			50	<u>257,300</u>	<u>292,100</u>	<u>336,000</u>	<u>382,700</u>	<u>399,800</u>	<u>425,400</u>		
	51	<u>247,200</u>	<u>283,000</u>	<u>327,500</u>	<u>373,000</u>	<u>390,300</u>	<u>414,600</u>			51	<u>257,900</u>	<u>292,800</u>	<u>337,200</u>	<u>383,400</u>	<u>400,400</u>	<u>425,600</u>		
	52	<u>247,700</u>	<u>283,700</u>	<u>328,700</u>	<u>373,700</u>	<u>391,000</u>	<u>414,900</u>			52	<u>258,400</u>	<u>293,500</u>	<u>338,500</u>	<u>384,000</u>	<u>401,100</u>	<u>425,900</u>		
	53	<u>248,200</u>	<u>284,300</u>	<u>330,000</u>	<u>374,100</u>	<u>391,400</u>	<u>415,100</u>			53	<u>258,800</u>	<u>294,000</u>	<u>339,800</u>	<u>384,400</u>	<u>401,500</u>	<u>426,100</u>		
	54	<u>248,500</u>	<u>285,000</u>	<u>331,100</u>	<u>374,700</u>	<u>392,100</u>	<u>415,400</u>			54	<u>259,200</u>	<u>294,600</u>	<u>340,800</u>	<u>385,000</u>	<u>402,100</u>	<u>426,400</u>		
	55	<u>248,800</u>	<u>285,700</u>	<u>332,200</u>	<u>375,400</u>	<u>392,700</u>	<u>415,700</u>			55	<u>259,500</u>	<u>295,200</u>	<u>341,900</u>	<u>385,600</u>	<u>402,700</u>	<u>426,700</u>		
	56	<u>249,100</u>	<u>286,500</u>	<u>333,300</u>	<u>376,100</u>	<u>393,200</u>	<u>416,000</u>			56	<u>259,800</u>	<u>295,900</u>	<u>343,000</u>	<u>386,300</u>	<u>403,200</u>	<u>427,000</u>		
	57	<u>249,400</u>	<u>287,200</u>	<u>334,000</u>	<u>376,400</u>	<u>393,600</u>	<u>416,200</u>			57	<u>260,100</u>	<u>296,500</u>	<u>343,700</u>	<u>386,600</u>	<u>403,600</u>	<u>427,200</u>		
	58	<u>249,800</u>	<u>287,900</u>	<u>334,900</u>	<u>377,100</u>	<u>394,200</u>	<u>416,500</u>			58	<u>260,400</u>	<u>297,100</u>	<u>344,600</u>	<u>387,300</u>	<u>404,200</u>	<u>427,500</u>		
	59	<u>250,200</u>	<u>288,500</u>	<u>335,700</u>	<u>377,800</u>	<u>394,800</u>	<u>416,800</u>			59	<u>260,700</u>	<u>297,800</u>	<u>345,300</u>	<u>388,100</u>	<u>404,800</u>	<u>427,800</u>		

	60	<u>250,600</u>	<u>289,200</u>	<u>336,500</u>	<u>378,400</u>	<u>395,300</u>	<u>417,100</u>			60	<u>261,000</u>	<u>298,500</u>	<u>346,100</u>	<u>388,700</u>	<u>405,300</u>	<u>428,000</u>		
	61	<u>251,000</u>	<u>289,800</u>	<u>337,300</u>	<u>378,700</u>	<u>395,700</u>	<u>417,300</u>			61	<u>261,300</u>	<u>299,100</u>	<u>346,900</u>	<u>389,000</u>	<u>405,700</u>	<u>428,200</u>		
	62	<u>251,300</u>	<u>290,600</u>	<u>337,700</u>	<u>379,200</u>	<u>396,200</u>	<u>417,600</u>			62	<u>261,600</u>	<u>299,700</u>	<u>347,300</u>	<u>389,500</u>	<u>406,200</u>	<u>428,500</u>		
	63	<u>251,600</u>	<u>291,200</u>	<u>338,300</u>	<u>379,800</u>	<u>396,700</u>	<u>417,900</u>			63	<u>261,900</u>	<u>300,200</u>	<u>347,900</u>	<u>390,100</u>	<u>406,700</u>	<u>428,800</u>		
	64	<u>251,900</u>	<u>291,700</u>	<u>339,000</u>	<u>380,400</u>	<u>397,300</u>	<u>418,100</u>			64	<u>262,200</u>	<u>300,700</u>	<u>348,600</u>	<u>390,700</u>	<u>407,300</u>	<u>429,000</u>		
	65	<u>252,200</u>	<u>292,200</u>	<u>339,800</u>	<u>380,700</u>	<u>397,600</u>	<u>418,300</u>			65	<u>262,500</u>	<u>301,200</u>	<u>349,400</u>	<u>391,000</u>	<u>407,600</u>	<u>429,200</u>		
	66	<u>252,500</u>	<u>292,800</u>	<u>340,500</u>	<u>381,400</u>	<u>398,000</u>				66	<u>262,800</u>	<u>301,800</u>	<u>350,100</u>	<u>391,600</u>	<u>408,100</u>			
	67	<u>252,800</u>	<u>293,300</u>	<u>341,200</u>	<u>382,100</u>	<u>398,400</u>				67	<u>263,100</u>	<u>302,300</u>	<u>350,800</u>	<u>392,300</u>	<u>408,400</u>			
	68	<u>253,100</u>	<u>293,900</u>	<u>341,800</u>	<u>382,700</u>	<u>398,800</u>				68	<u>263,400</u>	<u>302,900</u>	<u>351,400</u>	<u>392,900</u>	<u>408,800</u>			
	69	<u>253,400</u>	<u>294,400</u>	<u>342,300</u>	<u>383,100</u>	<u>399,100</u>				69	<u>263,700</u>	<u>303,300</u>	<u>351,900</u>	<u>393,300</u>	<u>409,100</u>			
	70	<u>253,700</u>	<u>294,900</u>	<u>342,900</u>	<u>383,600</u>	<u>399,400</u>				70	<u>264,000</u>	<u>303,800</u>	<u>352,500</u>	<u>393,800</u>	<u>409,400</u>			
	71	<u>254,000</u>	<u>295,500</u>	<u>343,400</u>	<u>384,200</u>	<u>399,700</u>				71	<u>264,300</u>	<u>304,300</u>	<u>353,000</u>	<u>394,400</u>	<u>409,700</u>			
	72	<u>254,300</u>	<u>296,100</u>	<u>344,000</u>	<u>384,700</u>	<u>400,000</u>				72	<u>264,600</u>	<u>304,900</u>	<u>353,600</u>	<u>394,900</u>	<u>409,900</u>			
	73	<u>254,600</u>	<u>296,700</u>	<u>344,300</u>	<u>385,200</u>	<u>400,200</u>				73	<u>264,900</u>	<u>305,400</u>	<u>353,900</u>	<u>395,400</u>	<u>410,100</u>			
	74	<u>254,900</u>	<u>297,100</u>	<u>344,800</u>	<u>385,800</u>	<u>400,500</u>				74	<u>265,200</u>	<u>305,800</u>	<u>354,400</u>	<u>396,000</u>	<u>410,400</u>			
	75	<u>255,200</u>	<u>297,500</u>	<u>345,200</u>	<u>386,300</u>	<u>400,800</u>				75	<u>265,500</u>	<u>306,100</u>	<u>354,700</u>	<u>396,400</u>	<u>410,700</u>			
	76	<u>255,500</u>	<u>297,800</u>	<u>345,700</u>	<u>386,600</u>	<u>401,000</u>				76	<u>265,800</u>	<u>306,400</u>	<u>355,100</u>	<u>396,700</u>	<u>410,900</u>			
	77	<u>255,800</u>	<u>298,000</u>	<u>346,100</u>	<u>387,100</u>	<u>401,200</u>				77	<u>266,100</u>	<u>306,600</u>	<u>355,500</u>	<u>397,100</u>	<u>411,100</u>			
	78	<u>256,100</u>	<u>298,300</u>	<u>346,600</u>	<u>387,600</u>	<u>401,500</u>				78	<u>266,400</u>	<u>306,900</u>	<u>356,000</u>	<u>397,600</u>	<u>411,400</u>			

	79	<u>256,400</u>	<u>298,500</u>	<u>347,100</u>	<u>388,000</u>	<u>401,800</u>			79	<u>266,700</u>	<u>307,100</u>	<u>356,500</u>	<u>398,100</u>	<u>411,700</u>		
	80	<u>256,700</u>	<u>298,800</u>	<u>347,600</u>	<u>388,300</u>	<u>402,000</u>			80	<u>267,100</u>	<u>307,500</u>	<u>357,000</u>	<u>398,500</u>	<u>411,900</u>		
	81	<u>257,000</u>	<u>299,000</u>	<u>347,900</u>	<u>388,700</u>	<u>402,200</u>			81	<u>267,400</u>	<u>307,700</u>	<u>357,300</u>	<u>398,900</u>	<u>412,100</u>		
	82	<u>257,300</u>	<u>299,200</u>	<u>348,300</u>	<u>389,200</u>	<u>402,500</u>			82	<u>267,700</u>	<u>307,900</u>	<u>357,800</u>	<u>399,400</u>	<u>412,400</u>		
	83	<u>257,600</u>	<u>299,500</u>	<u>348,700</u>	<u>389,600</u>	<u>402,800</u>			83	<u>268,000</u>	<u>308,200</u>	<u>358,200</u>	<u>399,800</u>	<u>412,700</u>		
	84	<u>257,900</u>	<u>299,800</u>	<u>349,100</u>	<u>390,000</u>	<u>403,000</u>			84	<u>268,300</u>	<u>308,400</u>	<u>358,600</u>	<u>400,200</u>	<u>412,900</u>		
	85	<u>258,200</u>	<u>300,100</u>	<u>349,400</u>	<u>390,300</u>	<u>403,200</u>			85	<u>268,600</u>	<u>308,700</u>	<u>358,900</u>	<u>400,500</u>	<u>413,100</u>		
	86	<u>258,600</u>	<u>300,400</u>	<u>349,800</u>	<u>390,800</u>				86	<u>268,900</u>	<u>308,900</u>	<u>359,300</u>	<u>400,900</u>			
	87	<u>258,900</u>	<u>300,700</u>	<u>350,200</u>	<u>391,200</u>				87	<u>269,200</u>	<u>309,200</u>	<u>359,700</u>	<u>401,300</u>			
	88	<u>259,200</u>	<u>301,000</u>	<u>350,600</u>	<u>391,600</u>				88	<u>269,500</u>	<u>309,500</u>	<u>360,100</u>	<u>401,700</u>			
	89	<u>259,500</u>	<u>301,300</u>	<u>350,800</u>	<u>391,900</u>				89	<u>269,800</u>	<u>309,800</u>	<u>360,300</u>	<u>402,000</u>			
	90	<u>259,900</u>	<u>301,600</u>	<u>351,200</u>	<u>392,500</u>				90	<u>270,100</u>	<u>310,100</u>	<u>360,700</u>	<u>402,400</u>			
	91	<u>260,300</u>	<u>301,900</u>	<u>351,600</u>	<u>392,900</u>				91	<u>270,400</u>	<u>310,400</u>	<u>361,100</u>	<u>402,800</u>			
	92	<u>260,600</u>	<u>302,300</u>	<u>352,000</u>	<u>393,300</u>				92	<u>270,700</u>	<u>310,700</u>	<u>361,500</u>	<u>403,200</u>			
	93	<u>260,900</u>	<u>302,500</u>	<u>352,200</u>	<u>393,600</u>				93	<u>271,000</u>	<u>310,900</u>	<u>361,700</u>	<u>403,500</u>			
	94		<u>302,700</u>	<u>352,600</u>					94		<u>311,100</u>	<u>362,000</u>				
	95		<u>303,000</u>	<u>353,000</u>					95		<u>311,400</u>	<u>362,400</u>				
	96		<u>303,400</u>	<u>353,400</u>					96		<u>311,800</u>	<u>362,700</u>				
	97		<u>303,600</u>	<u>353,700</u>					97		<u>312,000</u>	<u>363,000</u>				

98		<u>303,900</u>	<u>354,100</u>						98		<u>312,300</u>	<u>363,400</u>			
99		<u>304,300</u>	<u>354,500</u>						99		<u>312,600</u>	<u>363,800</u>			
100		<u>304,700</u>	<u>354,900</u>						100		<u>313,000</u>	<u>364,200</u>			
101		<u>304,900</u>	<u>355,400</u>						101		<u>313,200</u>	<u>364,700</u>			
102		<u>305,200</u>	<u>355,800</u>						102		<u>313,500</u>	<u>365,100</u>			
103		<u>305,500</u>	<u>356,200</u>						103		<u>313,800</u>	<u>365,500</u>			
104		<u>305,800</u>	<u>356,600</u>						104		<u>314,100</u>	<u>365,900</u>			
105		<u>306,000</u>	<u>357,100</u>						105		<u>314,300</u>	<u>366,400</u>			
106		<u>306,300</u>	<u>357,500</u>						106		<u>314,600</u>	<u>366,800</u>			
107		<u>306,600</u>	<u>357,800</u>						107		<u>314,900</u>	<u>367,100</u>			
108		<u>306,900</u>	<u>358,100</u>						108		<u>315,200</u>	<u>367,400</u>			
109		<u>307,100</u>	<u>358,600</u>						109		<u>315,400</u>	<u>367,900</u>			
110		<u>307,500</u>							110		<u>315,700</u>				
111		<u>307,900</u>							111		<u>316,100</u>				
112		<u>308,200</u>							112		<u>316,400</u>				
113		<u>308,400</u>							113		<u>316,600</u>				
114		<u>308,700</u>							114		<u>316,800</u>				
115		<u>309,000</u>							115		<u>317,100</u>				
116		<u>309,400</u>							116		<u>317,600</u>				

	117		<u>309,600</u>							117		<u>317,800</u>							
	118		<u>309,800</u>							118		<u>318,000</u>							
	119		<u>310,100</u>							119		<u>318,300</u>							
	120		<u>310,400</u>							120		<u>318,600</u>							
	121		<u>310,800</u>							121		<u>318,900</u>							
	122		<u>311,000</u>							122		<u>319,100</u>							
	123		<u>311,300</u>							123		<u>319,400</u>							
	124		<u>311,600</u>							124		<u>319,700</u>							
	125		<u>311,900</u>							125		<u>320,000</u>							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額			定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額													
	円 <u>192,000</u>	円 <u>219,500</u>	円 <u>262,300</u>	円 <u>282,100</u>	円 <u>298,200</u>	円 <u>323,700</u>	円 <u>366,400</u>				円 <u>202,300</u>	円 <u>230,100</u>	円 <u>272,200</u>	円 <u>293,000</u>	円 <u>308,800</u>	円 <u>335,200</u>	円 <u>378,500</u>		

みやき町職員の給与に関する条例の一部改正に係る新旧対照表（第2条関係）

改 正 前	改 正 後
(通勤手当) 第12条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、平均支給単位期間当たりの通勤所要回数が、10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額） ア～シ (略) ス <u>使用距離が片道60キロメートル以上である職員</u> _____ 31,600円	(通勤手当) 第12条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、平均支給単位期間当たりの通勤所要回数が、10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額） ス <u>使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員</u> 38,700円 セ <u>使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員</u> 42,200円 ゾ <u>使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員</u> 45,700円 タ <u>使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員</u> 49,200円 チ <u>使用距離が片道80キロメートル以上である職員</u> 52,700円 四 (3) (略) 3～6 (略)
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(3) (略)	
3～6 (略)	

(期末手当)

第22条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ~ (4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4~6 (略)

(勤勉手当)

第25条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の

(期末手当)

第22条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25

を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ~ (4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4~6 (略)

(勤勉手当)

第25条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の106.25

<p><u>105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)</p>	<p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u> _____を乗じて得た額の総額 3～5 (略)</p>
--	---

みやき町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に係る新旧対照表（第3条関係）

改 正 前	改 正 後
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(令和6年3月31日までの間における期末手当に関する読み替え)</p> <p>2 第15条第1項及び第24条第1項の規定により準用する給与条例第22条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の25」と、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の50」と、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の75」と、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>別表第3（第28条関係）</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(令和6年3月31日までの間における期末手当に関する読み替え)</p> <p>2 第15条第1項及び第24条第1項の規定により準用する給与条例第22条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「100分の25」と、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「100分の50」と、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、同項中「、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「100分の75」と、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、同項中「、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>別表第3（第28条関係）</p>

片道の通勤距離	通勤手 当日額	1月の支 給限度額
(略)		
10キロメートル以上15キロメートル未 満	<u>338円</u>	<u>7,100円</u>
15キロメートル以上20キロメートル未 満	<u>476円</u>	<u>10,000円</u>
20キロメートル以上25キロメートル未 満	<u>614円</u>	<u>12,900円</u>
25キロメートル以上30キロメートル未 満	<u>752円</u>	<u>15,800円</u>
30キロメートル以上35キロメートル未 満	<u>890円</u>	<u>18,700円</u>
35キロメートル以上40キロメートル未 満	<u>1,029円</u>	<u>21,600円</u>
40キロメートル以上45キロメートル未 満	<u>1,162円</u>	<u>24,400円</u>
45キロメートル以上	<u>1,248円</u>	<u>26,200円</u>

片道の通勤距離	通勤手 当日額	1月の支給 限度額
(略)		
10キロメートル以上15キロメートル未 満	<u>347円</u>	<u>7,300円</u>
15キロメートル以上20キロメートル未 満	<u>495円</u>	<u>10,400円</u>
20キロメートル以上25キロメートル未 満	<u>642円</u>	<u>13,500円</u>
25キロメートル以上30キロメートル未 満	<u>790円</u>	<u>16,600円</u>
30キロメートル以上35キロメートル未 満	<u>938円</u>	<u>19,700円</u>
35キロメートル以上40キロメートル未 満	<u>1,085円</u>	<u>22,800円</u>
40キロメートル以上45キロメートル未 満	<u>1,233円</u>	<u>25,900円</u>
45キロメートル以上	<u>1,385円</u>	<u>29,100円</u>

みやき町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に係る新旧対照表（第4条関係）

改 正 前	改 正 後
<p>附 則</p> <p>1 (略) (令和6年3月31日までの間における期末手当に関する読み替え)</p> <p>2 第15条第1項及び第24条第1項の規定により準用する給与条例第22条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「100分の25」と、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「100分の50」と、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「100分の75」と、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、同項中「<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「100分の100」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略) (令和6年3月31日までの間における期末手当に関する読み替え)</p> <p>2 第15条第1項及び第24条第1項の規定により準用する給与条例第22条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「100分の25」と、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「100分の50」と、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「100分の75」と、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の100」とする。</p>

みやき町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正に係る新旧対照表 (第5条関係)

改 正 前	改 正 後
<p>第6条 前条の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u> <u>_____</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第6条 前条の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

みやき町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正に係る新旧対照表（第6条関係）

改 正 前	改 正 後
<p>第6条 前条の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第6条 前条の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>